

# 福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

## (補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がない者。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## (確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。ただし、前条第2号に規定する要件を満たしていることが明らかな場合はこの限りではない。

## (補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第4号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第6条及び第7条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めたときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不相当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（様式第8号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書（様式第9号）により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
- (2) 収支決算書 様式第11号

- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第22条に定める市長の承認を受けなければならない期間は当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 福岡市中山間地域等直接支払制度事業実施要領

## 1 目的

本実施要領は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知。以下「国実施要領運用」という。）並びにこれに基づく福岡市中山間地域等直接支払制度基本方針（以下「基本方針」という。）に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 集落協定、個別協定の策定又は変更

- (1) 国実施要領運用第 7 の 4 の (1) の定めに基づき集落協定を策定又は変更する集落は、「福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る集落協定の認定（変更）申請書」（様式第 1 号）に集落協定を添付のうえ、当該年度の 6 月 30 日までに市長に提出するものとする。
- (2) 国実施要領運用第 7 の 4 の (2) の定めに基づき個別協定を策定又は変更する認定農業者等は、「福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る個別協定（変更）認定申請書」（様式第 2 号）に個別協定を添付のうえ、当該年度の 6 月 30 日までに市長に提出するものとする。

## 3 集落協定、個別協定の認定

国実施要領運用第 7 の 4 の (3) の定めに基づく通知は、「福岡市中山間地域等直接支払制度事業に係る集落協定（個別協定）の認定書（変更認定書）」（様式第 3 号）によるものとする。

## 4 交付金の交付申請

集落協定の代表者及び個別協定の認定を受けた認定農業者等は、交付金の交付の申請をしようとするときは、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金交付申請書」（様式第 4 号）により、当該年度の 8 月 31 日までに市長に提出するものとする。

## 5 現地確認

- (1) 国実施要領運用別記 7 の 2 の (5) の①のアに基づく通知は、「福岡市中山間地域等直接支払制度事業現地調査及び現地確認事前通知書」（様式第 5 号）によるものとする。
- (2) 国実施要領運用別記 7 の 2 の (2) により作成する確認野帳は、「集落協定の協定農用地確認野帳」（様式第 6 号）及び「個別協定の協定農用地確認野帳」（様式第 7 号）によるものとする。
- (3) 国実施要領運用別記 7 の 2 の (4) により作成する標示票は、「標示票」（様式第 8 号）とする。

## 6 交付金の交付決定

市長は、交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査及び国実施要領第6の5の実施状況の確認結果等により、適正であると認めたときは、すみやかに交付の決定を行い、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金交付決定通知書」(様式第9号)により申請者に対しその旨を通知するものとする。

## 7 交付金の実績報告

交付金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた事業が終了したときには、当該年度末までに「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金事業実績報告書」(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

## 8 交付金の額の確定

市長は、前項の事業実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る事業の実施及び成果が協定に基づくとともに交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、「福岡市中山間地域等直接支払制度交付金事業確定通知書」(様式第11号)により当該交付金交付申請者に通知するものとする。

## 9 交付金収支報告書の提出

- (1) 交付金の交付を受けた集落協定の代表者及び個別協定の認定を受けた認定農業者等(以下、「交付金の交付を受けた者」という。)は、「中山間地域等直接支払交付金に係る会計経理の明確化及び税務対応の円滑化について(平成13年8月31日付け13農振第1501号農林水産省農村振興局地域振興課長通知)」に基づき、「交付金収支報告書」(様式第12号)を作成のうえ、当該交付金受領の翌年1月15日までに市長に報告するものとする。
- (2) 市長は、前号の「交付金収支報告書」の提出があったときは、交付金収支報告書の内容を関係書類で確認のうえ、「交付金収支証明書」(様式第13号)により、交付金の交付を受けた者に通知するとともに所管税務署に提供するものとする。

## 10 関係書類の保管等

市長は、交付金の申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を交付を完了した日から起算して5年間保存するものとする。又、交付金の交付を受けた者は、次の事項に留意して会計経理を適正に行うとともに、証拠書類を交付を受けた日から起算して5年間保存するものとする。

- (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (2) 交付金の使用は、集落協定又は個別協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領するなど、支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

## 11 実施期間

実施期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

## 12 その他必要事項

本要領に定めのない事項については、福岡市補助金交付規則及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成12年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。